

## 浜松市議会行財政改革・大都市制度調査特別委員会会議録（抜粋）

### 開催日時

令和3年5月31日（月）午後1時30分開議

### 開催場所

第1委員会室

### 会議に付した案件

- 1 行政区再編協議について
  - ・行政区再編に係る協議スケジュール（案）
  - ・区再編における市民サービス、住民自治の基本的な考え方について
- 2 「浜松市公共施設等総合管理計画」の改訂について

13:30

### 行政区再編協議について

#### ◎結論

行政区再編に係る協議スケジュール（案）について当局から説明があり、9月の中間報告については、市民への丁寧な説明を心がけるべきとの意見等があり、当局案のとおりとすることで決定しました。

また、区再編における市民サービス、住民自治の基本的な考え方については、次回までに質問事項等に対する回答を示すよう当局へ依頼し、以降も継続して協議することとなりました。

#### ◎発言内容

**○高林修委員長** それでは、協議事項に移ります。

まずは協議スケジュール（案）について、当局から説明をしてください。

**○企画調整部次長（企画課長）** 行政区再編に係る協議スケジュール（案）について御説明いたします。

こちらの資料は、今年1月27日にこの特別委員会に御提出させていただきました参考スケジュールを修正したものでございます。

スケジュールの5月のところを御覧いただきまして、協議スケジュールの決定となっております。その後、6案の比較検討を行い、サービス提供体制・住民自治の姿等を決定し、9月からは7区の自治会連合会・区協議会等への説明会を予定しております。

12月、区割り案の内定となっておりますけれども、こちらは1月27日の資料では10月となっていたものでございます。

令和4年1月でございます。7区の自治会連合会・区協議会での意見聴取、市民からのパブリックコメントを経まして、3月から最終案の再確認を行い、令和4年5月には区割り案の決定とさせていただいております。こちら1月27日の資料では令和3年度中とさせていただいたものでございます。

その後、行政区画等審議会への諮問・答申、7区の協議会への諮問・答申を経まして、令和5年2月

に区設置等条例の議決とさせていただきます。

説明は以上でございます。

**○高林修委員長** 当局からの説明は終わりました。

行政区再編に係る協議スケジュール（案）を御覧になりながら質疑・意見を求めます。いかがでしょうか。

**○松下正行委員** 令和3年度の9月に、このスケジュール案によりますと、7区の自治会連合会、そして7つの区の協議会への中間報告として説明会を行うというふうになっております。今までも昨年10月、11月、そして本年4月に7つの区の協議会、そして7つの地区自治連の協議会へ説明を行っておりますが、本当にこの9月の時点での説明会は大変重要というふうに認識をしております。今まで過去やった説明会よりも少しでも多く説明をし、少しでも多くの貴重な御意見・御要望等を頂く場としたほうがよりベストかなというふうに感じておりますので、例えばこの各自治連とか区協議会の委員の皆様方に事前に資料を配付して、自治会でいうと単位自治会のほうからその資料を基に様々な御意見を頂き、集約しながらこの会合に臨んでいただいて御意見を発表していただくと、そのような形ができるかどうか、まず一つを当局にお聞きをしたいと思っております。

**○鈴木副市長** 冒頭、委員長からも丁寧な議論と説明をというお話がございましたので、今、松下委員から御提案の事前資料の配付、これらにつきましても、事務局と相談しながら、できるもの、できる方法でやっていきたいと考えております。

**○松下正行委員** ありがとうございます。

本当に丁寧な説明が必要だというふうに思いますし、この9月の段階でしっかりと説明資料の配付、説明会、そして意見をいただき、少しでも市民、住民の皆さん方にこの区の再編の内容が御理解をいただけるような方向性のスケジュールになっていけばいいかなというふうに思います。

**○酒井豊実委員** スケジュールの案を拝見いたしました。同じように9月のところではありますが、7区自治会連合会・7区協議会等への中間報告（説明会）となっておりますし、9月から10月というふうな2か月の表示が入っていますが、まず自治連や協議会だけではなくて、等という表現が入っておりますので、この意味についてまずお伺いをしたいと思います。といいますのも、4月に行われた7区の計14か所での説明会兼聴取の中では、場所によっては、区によっては結構たくさんのところから、単位自治会を含めたところで説明をやってほしい、ということとか、幅広い市民からの意見聴取をお願いしたいということが多く出ていたような気がします。そういうところの意見がこの中間報告説明会の等というところに反映されているのではないかと想像しますが、その意味づけと、市当局、あるいは副市長のほうで具体的な考えがありましたらお願いいたします。

**○鈴木副市長** 今の質問でございますけれども、私たちは住民投票を以前実施いたしました。そのときに、説明会等をいろいろな方法、内容をもって対応しましたので、これから皆様方、委員会の意向を踏まえて、またそうしたことに沿っていろいろな方法があるかと思っておりますので、そういうことを含めて等という記載をいたしましたので、これから皆さんと相談する中で具体的に決めていきたいと思っております。

**○酒井豊実委員** ぜひ全ての7区で、全住民を対象にした幅広い、開かれた説明会で意見聴取をきちんとやっていかなきゃならないと、またやっていただきたいし、やっていきたいと思います。そんなふうに申し上げたいわけですが、ただ9月、10月という議会も定例会でありますし、そして、また決算議会ということに、しかも長丁場の議会が入っておりますけれども、その合間を縫ってというより

も、同時並行で相当厳しくというか、ハードに説明会をやっていかなければならないと思いますけれども、その辺りの詰めというのはこれからだろうとは思いますが、今の考え、さらには幅広い市民の皆さん方からとなりますと、手挙げ方式でぜひ説明を頼むというふうなことも当然あるのではないかとちょっと想像をしているのですが、そういうことまでもやはりできる限り応えていくということが大事だと思うのですが、もう少し具体的な日程含めて、お考えが現状であるようであれば示していただきたいと思いますが。

**○鈴木副市長** 報告なり説明会の機会をどのようにして設定していくかということですけど、私としては、タイトなスケジュールであることは変わらないと思いますが、夜であれ、土・日であれ、そうしたことを利用することも含めて検討していきたいと考えております。

**○酒井豊実委員** 副市長のほうから意思表示がありましたので、やっぱり全体として土・日であれ、夜であれ、昼であれ対応していくということは必要だなということだと思います。

**○高林修委員長** 酒井委員に申し上げます。

先ほど松下委員のほうから手法の話もありましたし、我々も知恵を絞ってやっていかななくてはいけないことで、実はこの説明会については、当局のみならず、委員会のほうも前々回と同様に出ていきますので、そこのところは、当局と図っていい方法を探っていきたいというふうに思っています。この住民の説明に対する対象範囲とか手法については、この辺りで止めておきたいと思いますが、ほかに何か御意見ありますか。

**○太田利実保委員** 今の説明会の件ですけども、松下委員のほうから事前に資料配付とかという御意見が出ましたので、事前にもし時間の許す限りですけども、先方から自治会・区協議会から質問事項等があれば事前に聴取をして、事前にやり取りできるところはしていくというようなことが、時間的な制限があるかもしれませんが、できる限りそうしていただければ、当日の議論が活発になるのかなということを1つ提案として申し上げておきます。

それから、この説明会の意義が、当然皆さんから御意見を聞いて、それを基にまた最終案を決めていくということですので、ちょっと細かい話なのですが、8月のところの再編後のサービス提供体制・住民自治の姿等の決定と書いてあるのですが、この決定という言葉の意味、これがちょっと適切ではないのかな、なんてちょっと思ったものですから、ここの決定という意味ですね。そこところはどうかというふうに考えればよろしいか。

**○鈴木副市長** 先ほど申しましたように、タイトなスケジュール、日程なものですから、できるだけ決められるものを早く決めて次のステップに移りたい、進みたいというつもりです。しかしながら、この決定が一方的、少し早過ぎるのではないかという御意見、意向が皆様の中であれば、例えばですけども、この決定の文言を確認とかという表記に改めても構わないとは思っております。皆様の意向に従います。

**○太田利実保委員** まさに私が今そういった意味で申し上げたというところで、もしここが決定ということであれ、ちょっと誤解を招くような表現であるということであれば、私も今副市長がおっしゃったように、確認であるとかそういったところの言葉の表現のほうの方が適切かなというふうに思います。

**○高林修委員長** ただいまの文言のことですが、決定ではなくて、確認ということの修正でよろしいでしょうか。もし、御異議のある方、おっしゃってください。いかがですか。

**○太田康隆委員** これは、協議スケジュールを書いているので、地元への説明ということからすると確認というニュアンスになるんでしょうけれども、この委員会ですら辺までどういうふうに決めてい

くかというスケジュールだろうから、ある程度のところを決めていくという意味で決定と書いたのではなかったのですかね。

○高林修委員長 スケジュール案を出された当局、御意見ありますか。

○鈴木副市長 このスケジュールをベースに物事を決めて、最終1案にまとめ上げていくためには、私たちとしては、事務的な処理の内容としては決定を望んでおります。

○高林修委員長 ほかに御意見のある方。

○齋藤和志委員 今の確認の言葉なのですけれども、この委員会の中で確認したことを住民のほうに説明していくというよりも、やはりこの中でこういったものについて決定したものを住民の方々に説明すると。それを受けて、今度住民の方々からいろいろな御意見あれば修正なりをしていくと。私はそういうような決定、この特別委員会の事項だとちょっと思います。

○高林修委員長 この文言について、ほかに御意見のある方。

○太田利実保委員 決定という言葉が、先ほど申しましたけれども、ちょっと誤解を生じるというか、どうなのでしょう。決定したものを説明されてもという、そんなようなふうに捉える方もいらっしゃると思ったのですが、これはスケジュールの中の一つの言葉ですので、ある程度はこれから7月までに絞り込んでいくという意味であれば、そういう絞り込みの段階でいろいろなものが決定されていくということで決定という言葉が適切だろうということもありますが、私、最初ぱっと見たときに、説明会を開く前にいろいろなものが決定されていたらどうなのか、というふうに思ったものですから、そういった発言をさせていただきました。

○高林修委員長 それでは、このことに関しては決めていきたいと思えます。

私のほうから、10月に最終案の検討ということですので、先ほど齋藤委員がおっしゃったように、この検討ということが担保されていれば、ここは決定でもいいというふうに私は思いますが。スケジュール案を決めていかないといけませんので、ここの8月のところは姿等の決定という文言でよろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

○高林修委員長 では、そういうことでお願いいたします。

それでは、ほかのスケジュール案について、御意見・御質疑のある方。

○鈴木育男委員 今、8月のということでこのスケジュール案の形は出たのですが、よくよく考えてみると、例えば連合会だとか協議会への中間報告となると、4月にやったときも、4月の初めから4月の終わりまでというそれぞれの開催日程がありますよね。また別に集めてもらうということもできればまた別の話ですが。そうすると、こういう形で説明を連合会や協議会へしますよといったときに、例えば8月のどのくらいで決まるか分からないけれど、9月にすぐぱっとできるかなと、ちょっとした疑問が浮かんだのですよ。ですから、そういったこともあるものですから、別に私は、延ばせとかは言いませんが、これは矢印が9、10になっているもので、その辺については何とかなるのかなとは思いますが、その辺の多少の時間的なのというか、そういう余裕は皆さんで承知をしておいていただきたいということが1つあります。

それと、一番大事なのが、8月に決定する、この部分が一番の肝腎なところなものですから、そこら辺の協議について、6、7、8と三月あるよということですが、本当にしっかりした議論ができるかどうか、それもスケジュールの一つですからね。ですから、そういったことで提供体制や姿を決定して、みんな区再編によって浜松市の未来の姿が確認できるというようなものをここで示さないと、意味

がないと私は思っています。ですから、今の決定の時期、スケジュール的にはこれでということですが、この横にある矢印ぐらいを皆さんの中で、おなかの中へ入れておいていただいて、この委員会ですっきりとした協議をしていただきたいというのが思いです。当局ではなくて、この全体の中で、当局も含めてお願いをしたいと思っていますので、よろしくお願ひいたします。

**○高林修委員長** 御意見ありがとうございます。

今の鈴木委員の御意見に関して、ほかの委員の方がいかがでしょうか。

スケジュール案を決定していくということなものですから、今からなかなかフレキシブルにやるという言い方はできませんけれども、この一重丸から二重丸の協議期間は一応決めさせていただいて、あと先ほど鈴木委員がおっしゃったように、矢印もあることですので、そういうことを先ほどの鈴木委員の御発言ですと腹に収めてということになります。委員会としては、それでもまずこのスケジュール案に沿ってはいきたいとは思っていますけど、当局のほうは、今の鈴木委員の御発言についてはいかがでしょうか。

**○鈴木副市長** 異論はありません。

**○高林修委員長** ありがとうございます。

**○稲葉大輔委員** 1点確認です。

説明会でのこの住民とのキャッチボールが一番大事なタイミングだとは思っています。広報はままつには、毎月何かしらの記事を書くタイミングがあると思うのですが、今回のスケジュールの中でいくと、区政だよりとかは以前は出していたりしたのですが、予算とか発行の予定というのは、今どうだったか確認をさせてください。

**○企画調整部次長（企画課長）** 広報の予算は、今年度、企画課の予算として計上しております。ただ、現時点では、執行の予定はこちらのスケジュールにあるとおりで執行していきたいと思っておりますので、現時点では執行の予定はございません。

**○稲葉大輔委員** 予算はあるけれど、決まっていないということですよ。

**○企画調整部次長（企画課長）** はい。

**○稲葉大輔委員** ということなので、区政だよりは、もう区の再編のことだけをしっかりと書ける媒体紙になると思いますし、広報との併用という形になると思います。いかに市民の皆さんに途中経過も含めて細かくお伝えするかというのは大事だと思っておりますし、個人的には紙面だけではなくて、いろいろな媒体というのが今ある中で、我々委員会としての発信もなかなかこの委員会がインターネット中継されていても、見ていただいているわけではありませんので、多角的にこの中間報告、そしてヒアリングというものを検討していただければというふうに思います。意見です。

**○岩田邦泰委員** 議会だよりではなくて、区政だよりですよ。今でも議会だよりのほうは、進捗のページを持っていますが、別にまだ欲しいというお話をされたのですか。

**○稲葉大輔委員** 議会だよりは議会が発行するやつで、それと別に企画課が区のものだけを発行している、過去にも発行しているのですよ。

**○高林修委員長** よろしいですか。そういうふうな御理解をお願いします。

**○酒井豊実委員** 今の話の関連ですが、議会として市民の皆さんに対してこの委員会の報告をするというのは議会だより、今度5月議会が終わると1回出る、それから9月議会が終わると1回出るという形になっていて、スケジュールの間隔が意外と空いていくわけですがけれども、基本は年4回、定例会ごとの議会だよりということではいけないのか、それとももう少しページ数も取りながら委員会の審議内

容を反映するような、市民にまさに寄り添った報告がやはり必要ではないかなと、今の議論を聞きながら改めて思ったので、そういう回数とか、あるいは予算づけも必要かと思うのですが、その辺についてはぜひ前向きにやっていくべきです。

先ほど委員長も市民への説明責任ということをきっちり言われたわけなので、その責任を果たすためにもペーパーでもって出していく、行き渡るといえることが大事かと思うのですが、いかがでしょうか。

**○高林修委員長** おっしゃるとおりです。

議会だよりについては、年4回もう決まっておりますし、議会費のほうで予算も取っています。区政だよりは当局の予算だったものですから、区政だよりはある程度、不定期で出せるのですよね。

**○企画調整部次長（企画課長）** 過去の経緯から言いますと、不定期で出しております。

**○高林修委員長** そういうことですので、我々がそこに乗っかっていてもいいかなと思いますが、いずれにしても、いろいろな方法で説明責任を果たしていきたいというのは変わっていませんので、よろしくをお願いします。

ほかにスケジュールの件でよろしいでしょうか。

**○太田康隆委員** スケジュールは我々も提案してきたことの結果ですので、当局からこういう形で一応修正が入って提案されたということで了解します。

先ほど来、出ているように、地域の市民の皆様はどう説明していくかというそのところであろうと。説明責任をきちんと果たしていったって、市民の皆様意向も反映していくような形で考えていけるかどうかという、その姿勢だと私は思っています、区政だよりもさることながら、今回の区の再編というのは、影響を受けるところと、そんなに大きく影響を受けないところというのがまだら模様で市の中にあるということですね。だから、しっかりと区を再編することで、例えば今まで区があったのだけれども、なくなっちゃったというようなところは、確実に影響を受けていくわけですので、そういうところへの説明が画一的にならないように、しっかりと伝わるような形で説明をしていただきたいのと、そういった地域から出てきた声がこれまでの意見聴取を見ても、パブコメでも実はもうほぼ確定案で出て、一部文言を変えるとか、そういう形が多いのですけれども、必要なところはしっかりと市民の意見を聞いて修正していくという、そういうことも姿勢としては必要なのかなというふうに思いますので、その辺についてはどうでしょうか。

**○鈴木副市長** おっしゃるとおり、しっかり場合によっては張りをつけて説明していきたいと思えます。

**○高林修委員長** よろしいですか。

**○太田康隆委員** はい、結構です。

**○松下正行委員** ちょっと踏み込んだ意見かもしれませんが、今の例えば9月の中間報告説明会についての資料についてですが、過去やってきた昨年10月、11月、それから今年4月の資料ですと、表面的に経過をたどっている字面の資料という感じがございまして、本当に9月予定の説明会が非常に私も重要だと思っております、いかに市民、住民の方に理解をいただけるかということと、その資料に基づいて意見が出てくるというふうに捉えますと、資料作りもちょっと力を入れていただいて、いろいろな面で見える化ができて、分かりやすい資料に工夫をしていただければ、市民の方の捉え方、またその資料についての意見というのも出しやすいかなというふうに思うので、大変だと思っております、そこは一工夫、二工夫していただければなというふうに思います。よろしく願いいたします。

**○高林修委員長** 過去2回の説明資料についても、この委員会で事前協議はした上なのですが、ただ

この前の4月の分については、当局というよりも委員会側のほうで作成したものですから、今後も9月を一応予定している説明会の資料については、また委員会で皆様と協議をしていきたいというふうに思っていますし、何よりもそれまでの議論をしっかりとやっていくということが大事だと思っています。その内容をきちっと説明できるような資料ということで、よろしいでしょうか。

**○酒井豊実委員** 度々すみません。

市民の声といった場合には、直接市政に対する市民の声が届く手段として、市当局に対するメールであるとか、市長への手紙だとか、その他の手段があるのかなと思いますが、そういう中で、この行政区の再編についての声もある程度入ってきているのかなと想像はしますけれども、特別なコーナー、ポストとして、区の再編に対する市民の声を受け付けるという、手紙だとかファクス、あるいはメール、それを受け付けるポストを設けるほうがいいのではないかなと、そんなふうにも思っていますけれども、いかがでしょうか。

**○高林修委員長** このスケジュールにのっとってやっていくわけですので、そういうふうな意見聴取、8月までは私はするつもりはありません、委員長としては、各委員の方がそれぞれに個別にそういうふうな御意見を聴取されることについては構いませんけれども、それをここの場で発表していただくことも構いませんが、委員会としてそのような場を設けるつもりはありませんが、当局のほうはいかがでしょうか。

**○鈴木副市長** 私もこの時期になって、あまりそういう手広く受皿をという話は、少々リスクが大きいので、委員長の意見に同感、同意見です。

**○高林修委員長** 酒井委員、よろしいですか。

**○酒井豊実委員** はい。

**○高林修委員長** ほかにスケジュールの件について御質疑・御意見のある方。

先ほどちょっと申し上げましたけれども、最初の一重丸の6月から二重丸の8月までがまず最初の大事な期間でございますので、ここのところについては、皆さんいろいろ御意見がありました、ほかの来年以降も含めて何かあればおっしゃってください。

それと、前からこのスケジュールの中でお話をしていますが、行政区画等審議会の諮問等、それから7区の協議会への諮問・答申等については、これは一応必須条件というか必要な事項なものですから、この時期については、おおむねこれでよろしいかというふうに思っています。ですので、ほかの期間のところ御質疑があれば、ぜひ今のうちにおっしゃってください。

[発言する者なし]

**○高林修委員長** それでは、行政区再編に係る協議スケジュールの案につきましては、先ほど文言で一部ありましたが、決定というのもそのまま採用ということで、この協議スケジュールで今後、当委員会は協議を進めていきたいというふうに思っています。よろしいでしょうか。

[「はい」と呼ぶ者あり]

**○高林修委員長** それでは、協議スケジュール（案）については、当局案のとおりとすることで決定をいたします。ありがとうございました。

続きまして、区再編における市民サービス、住民自治の基本的な考え方について、まず当局から説明をしてください。

**○企画調整部次長（企画課長）** 区再編における市民サービス、住民自治の基本的な考え方について、資料に基づき御説明をいたします。

1の市民サービス・組織についてでございます。

(1) 区役所についてでございますが、こちら資料1も併せて御覧ください。下から7段目に、区役所についてでございます。区役所につきましては、位置としましては、現行区が他区と複合される案の場合は、最も人口が多い区の区役所を区役所とすることとしております。続きまして、行政センターでございます。行政センターは、再編により区役所とならない全ての旧区役所庁舎を行政センターとして設置することとしております。こちら他区と複合される案の場合は、現在の区役所が位置する地区に設置することとしております。業務につきましては、全ての行政センターで同一のサービスを提供することとしております。

続きまして、(2) 第1種協働センターでございます。こちら資料2を併せて御覧ください。第1種協働センターにつきましては、位置、業務とも現在と変更はございません。再編後の名称につきましては、区役所〇〇支所とすることを想定してございまして、こちら自治法に基づく支所ではなく、任意で設置する機関としての支所として設置をしていきたいと考えております。

続きまして、(3) 第2種協働センター、ふれあいセンターでございますが、こちら位置は現在と変更はございません。業務といたしましては、窓口業務を市民サービスセンターとして併設することとしております。再編後の名称は、協働センターとして名称を一本化することを考えております。人員につきましては、会計年度任用職員を正規職員に切り替え、地域づくり機能を強化していくことを考えております。

続きまして、(4) 市民サービスセンターでございます。こちら位置につきましては、現在と変更はございません。第2種協働センター、ふれあいセンターの窓口業務は、市民サービスセンターとして併設します。業務につきましては、現在の103業務、または17業務で変更はございません。名称としては、市民サービスセンターとしていきます。

続きまして、(5) 組織配置の考え方でございます。本庁組織は変更いたしません。区役所に設置されていた組織につきましては、再編後は区の数に合わせることにいたしますが、市民サービスや業務効率の維持のため出先を設置するなど、窓口の設置箇所数や事務実施箇所数は変更しないこととしております。

資料3を御覧ください。資料3の表を御説明いたします。土木整備事務所につきましては、再編前、現在は4か所の事務所と6つの出先グループの計10か所で業務を実施しております。再編後でございますが、事務所、出先グループを合わせてどの案においても11か所とすることを想定しております。①の2区・3区の場合でございますが、事務所を3か所、出先グループを8か所の計11か所、②、③の4区の場合はいずれも4事務所、7出先グループの計11か所としております。

続きまして、福祉事務所でございます。こちらは各区1か所の計7か所で現在業務を実施しております。こちら再編後は、区の数に合わせることにいたしますが、行政センターに出先グループを設置して、実施箇所数、合計7か所ということで変更はございません。

続きまして、現健康づくり課であります保健センターでございます。こちら各區1か所の7か所と4つの出先グループ、計11か所で現在事業を実施しております。こちらにつきましても、区の数に合わせることにいたしますが、行政センターに出先グループを設置しまして、全体で11か所ということで変更はございません。

続きまして、児童相談所です。児童相談所は、1か所で変更はございません。

2ページをお願いいたします。家庭児童相談室でございます。こちら現在、各區1か所の7か所で

事業を実施しております。再編後につきましては、区の数に合わせることにいたしますが、行政センターに出先組織を設置し、実施箇所数は7か所に変更ございません。

教育委員会でございます。教育委員会は1か所のままでございます。教育相談は、現在7か所で実施しております。こちらにつきましても、行政センターで実施をし、引き続き7か所で実施をしていきたいと考えております。

続きまして、上下水道に関しては、変更はございません。

保健所です。保健所は、現在、保健所と浜北支所の2か所で事業を実施しております。こちらにつきましても、保健所と浜北区の出先グループ計2か所ということで、引き続き実施をしていきます。

続きまして、税務でございます。税務につきましては、基本的には変更はございません。中段の税証明、原付登録等のところ、現在6区の区民生活課等と記載がございますが、こちらが区民生活課、行政センター等ということで表示が変わりますが、計7か所ということで変更はございません。

消防につきまして、現在、各区1か所の7つの消防署で業務を実施しておりますが、こちらにつきましては、体制を検討中でございます。

それでは、資料1、A3の表にお戻りいただきまして、こちらのほうを御説明させていただきます。こちら、たたき台6案の比較検討表になっております。上のほうから、区の数、区割り、人口、面積、有権者数等を表にしております。

その下、学校区の分割についてでございます。こちらにつきましても、ナンバー10の案のみ学校区の分割ありということになっております。

続きまして、区自治会連合会の分割でございます。こちらにつきましても、ナンバー2の案のみ分割なし、それ以外の案は全て分割ありということになっております。

続きまして、地区自治会連合会の分割ですが、こちらはいずれの案とも分割はございません。

次に、所轄警察署の想定でございます。こちら現在の警察署を区の線引きに合わせて分けた想定でございます。下線部が、管轄が複数区にまたがるものでございます。

次に、職員数でございます。職員数、下の内訳のところでございます。区の組織と書いてあるところには、区役所、行政センター、協働センターなどの職員数を記載しております。その下、福祉事業所から保健センター、土木整備事務所は、本庁組織となる組織の区に配置される職員数となっております。下の内訳の合計、一番左の案でいきますと1026と書いてあるものが全体の職員数、その下の段が区ごとの内訳となっております。

その下、先ほど御説明しました区役所と行政センターの配置が記載をしております。ナンバー10の案、右から2番目の区になりますけれども、北区の一部から中区の一部、南区までの区の数でございますけれども、こちら南区役所1か所ということで、行政センターの設置はございません。

続きまして、その下の段、削減職員数と年間削減効果額を記載しております。こちら欄外の米の1を御覧ください。こちらは、令和2年4月1日の職員数1132人との比較となっております。人件費の試算は、令和元年度決算における797万円を使用しております。

その下の段でございますが、市民サービス向上に係る職員数ということで、こちら先ほど御説明した協働センターに配置する正規職員の分ということで、いずれの案とも43人を計上しております。

その下の段につきましては、最終削減職員数を記載しております。

その下、事務経費の削減効果額ということで、こちらは行政区の再編によって削減可能な事務経費を計上しております。

一番下の段が必要経費ということで、行政区の再編に係る必要な経費を計上したものでございます。

それでは、頭紙にお戻りいただきまして、裏面について御説明をいたします。裏面2の住民自治ということで、資料4を御覧ください。区再編後の区協議会の考え方でございます。1、協議会の構成でございます。（1）としまして、新区の単位で区協議会を設置するというものでございまして、こちら案の3区案、4区案の場合を想定しております。新区単位で区協議会、こちらは地方自治法の252条の20に規定するものを設置していきます。旧7区単位で地域協議会は設置をしないこととします。区協議会の定員は、現行の上限25人と考えております。合区を伴う新区につきましては、旧区単位で定員枠を設けることを想定しております。

続きまして、（2）でございます。

旧7区の単位で附属機関である協議会を設置するというもので、こちらは2区案の場合を想定しております。この場合、区協議会は設置をしません。旧7区単位で地域協議会、こちらは地方自治法138条の4に基づく附属機関でございますが、こちらを設置してまいります。北区が分断される区割り案につきまして、三方原地区は旧中区単位の協議会に含むこととしております。定員につきましては、現行の上限25人とすることを想定しております。

裏面を御覧ください。2の委員の選出母体でございます。委員の選出区分につきましては、現行の区協議会と同様、団体推薦、直接指名、公募の3区分とすることを考えております。団体推薦の対象団体につきましては、区自治会連合会、民生委員児童委員協議会などを想定しております。協議会に区外または地域外の居住者を参画させる場合は、オブザーバー扱いとすることとしております。

説明は以上でございます。

**○高林修委員長** 当局からの説明は終わりました。

先ほどの松下委員ではないのですけれども、時間が本当に惜しいので、各委員の皆様にはこの資料に対する質問事項を事前に提出いただき、席上配付させていただきました。A4裏表になっておりますが、今日の日付で資料に対する質問事項・追加要求資料という表題になっております。表は質問事項で、裏は追加要求資料ということでございますが、この質問事項及び追加要求資料については、これはあくまで1回目ということで申し上げますので、今後まだ資料請求、質問も増えるとは思いますが、申し訳ないのですけれども、まずこの席上配付したこの質問事項及び追加要求資料について、当局の方から御質疑があれば、おっしゃっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

**○鈴木副市長** 相当、質問数・資料数が多いので、また必要に応じては皆様と相談・確認する中で必要な対応をさせていただきたいと思っております。

**○高林修委員長** 分かりました。

それでは、質問事項・追加要求資料に基づいて、各委員の皆様から補足の説明とかあればおっしゃっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

先にちょっと申し上げて恐縮なのですが、資料請求のところにもありまして、当局に出していただいた考え方とか資料については、なるべく地図上に落としてくださいというふうな要求がありまして、それはもう到底間に合いません。ですので、そのことに関しては、当局にまたお任せするとして、今日のところは、できれば資料4——区協議会と地域協議会については、別に地図上にプロットしなくても質問ができるようなことだと思っておりますので——資料4のところの特化して質疑もしたいというふうに思っていますが、その前に、全体を通じて御質疑があれば、まずはおっしゃっていただきたいというふうに思います。

**○稲葉大輔委員** 自民党から出している質問事項のちょっと補足をさせていただきたいと思いますが、9番のところに区の再編の効果という書き方をしています。メリットや売りのポイントがどのようなものかという書き方をされていますが、今日示されている比較表とか資料の1から3の行政の組織体制を見ると、見え方としては、今の現行の7区と行政組織としてサービスは変わらないよというアピールにはなっているかと思います。要はサービスの低下はないよ、というような受け取り方はできるのですね。ただ、当初の課題の中に、例えば高度人材、あるいは土木職、保健職などの人材不足みたいなことも挙げられていたと思いますので、その辺がこの組織の変更によって何か課題解決が図られているのかどうか。

あともう一つは、資料の2にあります協働センター、以下、市民の出先の部分、ここへ正規職員化が図られるということになっていきますので、これによってどのような効果が得られるのかということは、今日の回答じゃなくて構いませんので、今後の議論の中では一番大きな肝になると思いますので、ぜひ明らかにしていきたいなと思いますので、よろしく願いいたします。

**○齋藤和志委員** 今、稲葉委員からお話がありました。

それから、あと8番目の先ほども出ていましたけれども、地域住民のほうへこれからいろいろな意見を聞いていくと、こういう議論で先ほどのスケジュールの話がありましたけれども、今後この資料4でいくと、その前の資料1のところもあると思うのですが、住民自治の基本的な考え方とあるのですが、今回のこの提案でいくと、そこのところが3区・4区案については区協議会、それから2区案のところは地域協議会を置くという、簡単に言うと、いわゆる一層のような形で、地域住民の意見を聞くというような、そんな構造になっているのですけれども、そこのところはもう少し落とすとか、そういった考え方について、もしお話があれば伺いたいのですけれども、いかがでしょうか。

**○市民部長** 今、御指摘をいただいた例えば我々の案では、協議会をいわゆる一層的な話として提案させていただいているわけですが、これを例えばより小さい地区、単位の中で地域課題に対する市民の皆さんの声を聞くような組織なりテーブルがあったほうがいいのではないかなというようなお話だろうと思います。これは、制度として最初から設けていくのか、もう一方で、各区単位の協議会の中でそうした必要性が出てくるといったようなところがあれば、その中で任意に設けていただくといった方法もあろうかと思いますが、その辺りは今のところは制度としては置く予定がないという提案をさせていただいております。ただこれは必ずしも全くそういったものを一切設けない、各区協議会の中での事情等に応じて任意設置するところまでやらない、というふうに申し上げているわけではないということで、まずは御理解いただければと思います。

**○齋藤和志委員** 今の説明で、そういう考え方、一つの決まったやり方に固執するわけではなく、今後いろいろな議論が出てきますので、それに応じて対応していただければと思っております。

それから、もし仮に地域協議会なり、地域運営協議会でもいいのですけれども、置くということになってきますと、やっぱりここで重要になってくるのが、支所なり、先ほど言った市民サービスセンターではなくて協働センターですよね。会計年度任用職員を正規に替えると、そういったところもやっぱり機能の話がやはりそこが大変重要なところになってきますので、今後検討する中でも、そういうことも含めてどういった形が一番ベターなのか、言わば住民にとって一番相談しやすい体制だとか意見が言いやすい体制、そういったものを今後検討していただければありがたいと思います。

私からは以上です。もし何かお考えあればお願いします。

**○市民部長** 御指摘いただいたとおりかと思っております。協働センターへ正規職員を1人配置して

いくという形で、43人という数字を出ささせていただいておりますが、これはまさに地域づくりのところを強化していきたい、協働センターを地域の拠点としてさらに機能を高めた施設にしていきたいということの一つの当局としての意思表示というふうに考えていただければと思いますので、1人増えた正規職員の勤務時間数をフルに活用しながら、より地域と密接に例えばコミュニティ担当職員が声を拾う、伺う、それを例えば区協議会に課題として上げていくようなお手伝いをさせていただき、そうしたことが現実に図られるようになっていけばいいのかなというふうに今のところは考えているというところでございます。

**○齋藤和志委員** ありがとうございます。

**○小野田康弘委員** 7番目の資料3の土木整備事務所についてですが、今回の資料の3ですと、整備事務所と出先が示されているだけでありまして、どういうふうに管轄及び組織の流れになっていくのか分かりにくい部分がありますので、やはりここで先ほど地図に落としさせていただきたいというのと、組織図みたいな形でどのような整備事務所がどういうふうに管轄を保っていくのか、そういう範囲が分かるような資料作りをしていただきたいなと思っております。

それと、あと人数の根拠、そこら辺もそれに合わせて、土木整備事務所だけでなく、ほかの出先機関も含めてそのような資料を頂くと分かりやすいと思いますので、よろしくお願ひします。

**○総務部長** ただいま御意見いただいたようなものを加味して、先ほど委員長からもお話あったように、エリア的なものというのをどういうふうにプロットするかというのを、まだこれから課題もあろうかと思っておりますので、そこら辺も加味して、今、組織図的なというお話もございましたので、考え方がありますとか、そういったものを分かりやすく表現できるようにしたいと思います。

**○太田康隆委員** 幾つか確認をさせていただきたいのですが、まず初めに、この基本的な考え方のところには書かれている区役所、他地区と複合される案の場合の最も人口の多い区に区役所を置くというこの考え方、これで今回のこのいろいろな下部組織、行政組織を貼り付けているこの表を作っていく上での基本的な考え方ということで、これからこの辺は議論していくという理解でよろしいですかね。

**○鈴木副市長** おっしゃるとおりです。

**○太田康隆委員** というのは、例えば区役所の位置を考えていく上でいろいろな要素があると思ひますけれども、人口だけではなくて、例えば都市計画マスタープランで軸であるとか、それから拠点であるとか、そういったものがどう位置づけられているとか、交通アクセスの問題とか、様々な要素があると思ひますので、そういうことを加味して総合的に判断していくのが適当かなというふうに思ったものですからお尋ねしました。

それから、行政センターの組織の詳細とか、自民党からの資料でもナンバー1とかナンバー2にどういった配置でどんなことをやるのかという資料が欲しいということが出ていますけれども、これ以前も住民投票の前の議論のときに、例えば西区を行政センターにすると、どんな業務を行って、人員はどのぐらいにするというような資料を作ったのですよね。ですから、そういうのと比較できるような形でベースがあるものですから、お示しいただければいいなというふうに思ひます。

それから、今回の6つの案の中で、私の住む浜北に関しては、浜北が区役所として残る可能性のあるのは4区案の1つだけです。あとはもう区役所がないと、行政センターになるわけですので、特に影響が大きいと思ひますから、市民にきちんと説明していかななくてはいけないので、区役所がなくなったときの行政センターがどういった業務を行っていくのか、何人体制になるのかといった辺りもしっかりと図の中に、今後示していただきたいなと思ひます。

それから、同じく直轄事業所の中で、土木整備事務所ですが、現在は東・浜北になっているのですが、これもやはり今回の6区案の中で、浜北に東・浜北土木整備事務所の事務所が残るとするのは一つの可能性だけなのですが、あとはもう土木整備事務所もなくなるということになりますので、直轄事業所も含めて分かるような形でお示しいただければと思います。

それから、先ほど協働センターの話が出ていました。これはずっと浜松市が言ってきたことですが、協働センターをサービスの拠点にしていくということです。ところが、協働センターというのは、御承知のようにサービスセンターが併設されて103業務をやっているところと17業務だけのところがあるのですよね。これについて、今日でなくてもいいのですけれども、協働センターのサービスを統一していくということになると103業務に統一していくのか、その辺のところも今後の議論でぜひ示していただきたい。ちなみに浜北区は区役所、以前の市役所ですが、できるだけ市役所を活用するというところで103業務を行っているサービスセンターを持っている協働センターというのは、4か所のうちの2か所だけです。残りは17の資産税関係の証明書の発行を含めた証明書の発行業務程度にとどめていて、簡易な市民サービスセンターです。ですから、市民サービスセンターとは言いながら、103業務をやっているところと17業務だけのところとあって、それが同じ土俵で語られていますので、ぜひその辺も今後の議論で方針を示していただきたい。

それから、その103業務の市民サービスセンターでいいますと、天竜区には窓口機能を有するふれあいセンターというのがまた7か所あります。ですから、天竜区は第1種の区役所以外に第1種協働センターが4か所。それから、それぞれのふれあいセンターが7か所あるのですよね。実は、全部その全て103業務をやっています。年間取扱件数というのは、その表も以前出していただいたのだけれども、あまりない。ないのだけれども、わざわざ市民サービスを受けるために移動するというのは大変なので、そういう特殊性がありますよね。だから、それらも考慮しながら丁寧に議論していかなくてはならないというふうに私は思っています。一概に協働センターが市民サービスの拠点になるということに関して、そういう歴史もあり、先ほどの浜北のように、できるだけ区役所へ行ってくださいと、協働センターを設けてない地区があるわけですね、空白の。

今日はあまり多くは語りませんが、浜北北部地区というのは、公民館を建設する計画が新市建設計画の中に搭載されているのだけれども、そのまま建設されずに合併以後ずっと来たというようなこともありますので、その辺もしっかり考慮しながら、どうやっていくのかという話をまた聞かせていただきたいと思います。今日は指摘だけしておきます。

**○高林修委員長** 全部で今5つほどあったと思うのですが、いずれにしても、先ほどちょっと申し上げたように、地図上にまずはこの案を落としていただいて、今の太田康隆委員の話に今後入っていきなというふうに思っています。

ですので、いま一度、この質問事項と追加要求資料の裏表を見て、当局のほうから、この一番右のところは回答日とありますが――後で申し上げますが、実は次回は6月16日に予定しております、それまでに回答いただけるものかどうかについては、私のほうに16日までによろしく願います。

先ほどちょっと申し上げたのですが、この資料4の区協議会と地域協議会について、少し話を特化していきたいなというふうに思っていますが、前回も松下委員が市民部長に質問されているところはあったと思います。この区協議会と地域協議会の当局の考え方ということについて、素朴な疑問でも結構ですので、何かあればおっしゃっていただきたいと思います。

〔発言する者なし〕

○高林修委員長 なければ、市民部長、私のほうから一度。

3区・4区案の場合については、地方自治法252条の20に基づく区の協議会であって、2区案の場合は138条の4に基づく単なる附属機関ですよね。この区協議会と地域協議会の権限等については同等なのですか。

○市民部長 細かい中身については、それぞれ条例を定めて決めていくという形になっていますので、基本的には同等のものを立ち上げることができると考えております。

○高林修委員長 分かりました、結構です。

ほかに、ここの資料の4に限って何かございますか。ここのところは、質疑も結構ですし、意見も要望も結構ですので、何度も言いますが、時間ももったいないので。

○加茂俊武委員 2区案の場合、旧7区単位で協議会を設置するという事です。三方原は中区のほうへ、これは要望が出たからということで、今後、例えば学校区が解消されずに組織が困っているという過去からの問題が出るような旧単位での7区になった場合、要望が出てきた場合の対応ですね。それはもうほぼ要望を聞くというような形を考えているのか、その辺の自治会からの要望の話ですね。

○鈴木副市長 具体の話がないので、お話がなかなかしづらいのですが、もし別途要望等があれば、それは受け止めて、皆さんと相談して決めていくものだと考えております。

○加茂俊武委員 それは、この委員会ということですね。三方原の場合は、基本的にそれはなく、取りあえずということでしょうか。

○鈴木副市長 今まで出された要望も当然ですけども、私たちは情報として入手して入りましたので、それを前提に案を皆さんにお示ししました。しかしながら、その内容で妥当か妥当でないかは、これから協議して決めていきたいと考えております。

○加茂俊武委員 それでは、今まで出てきた要望も含めて、これからこの委員会の中でいろいろ決めていくという解釈でよろしいですか。

○鈴木副市長 そのとおりでございます。

○加茂俊武委員 でしたら結構です。

○高林修委員長 この資料4については、ほかにいかがでしょうか。すごく単純に考えていただいても結構だと思うのですが、質問・質疑。

[発言する者なし]

○高林修委員長 では、話がないようですから、この質問事項の8番目の区協議会と地域協議会の5ポツ目にあるのですが、案ごとに協議会・地域協議会の委員総数は、2区案の場合は175人で、3区案の場合は75人で、4区案100人となりますかという質問なのですが、市民部長、これは合っていますか。

○市民部長 資料4の中で、各協議会の上限の定員については、お示しをさせていただいている25人ということになりますので、それぞれ25を掛けるような形で整理すると、この数字になると考えております。

○高林修委員長 ありがとうございます。

住民自治の在り方というか、住民自治の強化という点から言うと、先ほど下部組織の話もありましたけれど、これだけ最大で委員の数が100人違うわけですよね。これで果たして住民自治がきちんと強化されるかどうかという懸念はあります。ですので、あえて聞きました。

ほかに資料4について、御質疑あれば。

○太田康隆委員 自治法規定の協議会にするのか、任意の協議会にするのかという話だと思います。

区の数が少なくなったときに、例えば2区のとくに、区の協議会が果たしてどの範囲の課題をどれだけ細かく審議できるかという、そういう課題がどうしても残ると思います。極論すると、区がなかったときは、当然全市1つで地域をどうさばいていくかという話になるわけですから、したがって、その協議会というのは、それぞれ歴史を引きずっている、今は地域に7区残っていますけれども、その前は地域自治区というのを持っていた時代はもっと多かったわけですが、7区で考えたときに、比較的地域固有のいろいろな議論がそこでできる、それから諮問、あるいは答申に関しても比較的議論もまだしやすいと思いますし、建議も自治法上、認められているわけですね、区の協議会には。そういった建議も出てくるだろうと。

そうすると、本来、地方自治法が期待しているような住民自治というものが色濃く法律で定められた区の協議会からは出やすい体質になっていると。それを今度改めていくわけですから、区の数が減れば減るほど、区の協議会に期待することよりも、むしろ任意の地域協議会に期待することのほうが大きくなっていくのかなと。つまり、地域性を反映していくという意味では、そのような気がするのですよ。その辺のところ、今のこの段階で自治法上は138条の4の委員会の扱いにしていくというわけですので、市民部としては新たに今後の地域協議会のほうにどんな考え方、どんな期待を持って示しているかということをちょっと聞きたいのですけれども。

**○高林修委員長** 市民部長、先ほどの区協議会と同等である可能性がありますかと質問させていただきましたが、どうぞ。

**○市民部長** 確かに区の数が少なくなれば、2区案については、面積のかなり広大な区ができるということが基本的にはありますので、そこは委員おっしゃるとおり、区の協議会としたのでは、結局上限が25人ということなので、25人で広大なところの地域を拾い切れるかといった問題は十分あり得ると思います。

そういったわけで、2区案の場合については、区協議会ということではなくて、現行の7区単位で設置をされている、今の区の協議会ということになるのですが、これを自治法の根拠規定を附属機関の138条の4に切り替えて、組織とか性格なりはそのまま横へスライドするような形で持っていけば、今現在はその区の協議会として十分機能している組織体でございますので、根拠規定を切り替えることによって何らその機能的には変わらない、遜色ないものを条例の中で置いていくことはできるだろうというふうに考えておりますので、2区案については、区の協議会ではなくて、旧区単位の地域協議会を置いていきたいというのが当局の考え方でございます。

**○太田康隆委員** 市民協働に力を入れてきている浜松市の市民部が、そういった形で7区の地域協議会にも今後同じように期待していきますよということでは、少し安心しています。

ぜひ、それは条例ではなくて運営規則でつくればよいと思いますけれども、諮問・答申であるとか、区の協議会に似たような形のものでできるようになれば、なおいいのかなというふうに思います。というのは、区の数が減れば、当然議員も選挙区が広がりますので、空白が出るのですね。議員が輩出されない地域が出ます。そうした地域を反映させる組織として、やっぱり地域協議会なり、そういう中間組織を置いておかないと、なかなか地域の声が反映されにくいということになってきますから、やっぱり地方自治、住民自治の柱は、代議員である議会と、それから、そういった地域協議会のような組織が担うべきだというふうに私は思っていますので、ぜひその考え方はそのまま残していただきたいというふうにお願ひしておきます。

**○稲葉大輔委員** 今の市民部長の発言で、現行7区の協議会も十分機能しているという心強い発言が

あったのですが、個人的にはまだまだ機能していないところがあるのではないかなというふうに感じています。その中で、この案で、今の質問の中にもありましたが、2区案のときは旧7区単位ということになっています。ただ、3区案、4区案のときも、実は旧7区単位で設置しても問題がないようにも捉えられるのですが、なぜその層をわざわざ変えているのかというところですね。区単位で3つか4つづくらずに、2区案のように旧7区単位で地域協議会を設置するということがあり得るのかどうか教えてください。

**○市民部長** 御指摘の138条の4に基づく、いわゆる一般の附属機関として置くのであれば、3区、4区案でもその選択肢はあるのではないかというお話であると思います。これは基本的に可能でございます。ここには当局の案としてお示しをしているので、その選択をしなかったということで御理解をいただければと思います。それについては基本的には、2区案のほうは区の協議会というのが先ほど申し上げたとおり、1つの区が広大になり過ぎることで、少しハンドリングが悪くなるだろうということで、あえて例外的にいわゆる一般の附属機関として7区を単位としてスライドさせることが可能であることから、例外という形で整理をさせていただいているものです。基本的にやはり区であれば、首長が大都市特例として定めている規定の中でうたわれている区の協議会を置いていくのは筋ではないかなと考えて、当局の案としては新区単位で区の協議会を置くというふうにさせていただいているところでございます。

**○稲葉大輔委員** ありがとうございます。内容は分かりました。先ほど太田委員の話もありましたけれど、やはり地域の声をどう上げていくかという、核はいかに細かく地域協議会をつくれるか。確かに行政運営の中では細か過ぎると大変だということも重々分かりますけれども、もう一つである議員の選出の問題が非常に大きく関わってきますが、現行既に空白地域というのは存在していて、たまたま浜北はないのかなということになったと思うのですけれど、議員がいない地域は、住民自治はこの協議会が本当に機能するかしないかで大きく変わってくるはずなのですね。そういった意味では、この区の再編をせつかくするのであれば、その課題解消のためには、できるだけ細かな協議会の設置というのをどこまでできるのかというのを、これから議論させていただければと思います。これは意見です。

**○松下正行委員** この協議会の構成ということでいろいろ話も出ました。私も非常に今回出たこの資料4の3区案、4区案の場合と2区案の場合ということで、ベースがまずは区の協議会を設置するかしないかで、あと地域協議会をどうするかと。両方とも自治法に基づくものということになっていますが、これはあくまでも今の現行の7区の、それから地域自治区があって、地域協議会があったときを踏まえて、住民自治が低下しないようにという案と私は認識しています。ですから、逆に言うと、本当に任意的な協議会を確かに当局からすると大変になるわけですが、住民の声をしっかり捉まえるという意味では、なるだけ地域にたくさんの協議会をつくるということがベターかなと思っていて、ただ逆に言うと、区の協議会というものが、そもそもそういう違う協議会を任意でたくさんつくれば要らないのではないかという考えも一つあると思うのですね。だから、そこら辺も自治法に基づくものと任意のものどう違うのかというところが焦点になるかなということもあるので、当然この自治法に基づいて市の条例もつくって、細部は条例の中でうたうということになっているはずなのですが、政令市の多くがそういう自治法に基づかない協議会をやっている以上、その議論もしっかりするために、そういう任意的な協議会というものもしっかり提示をしていただいて、この委員会で議論する必要があるかなと思います。

あまり前期の話をしてはいけないということなのですが、例えば前期の議論の中では、地域委員会と

いうものが当局から提案をされました。これはその地域、地域ごとのいろいろな住民自治ということで問題・課題を抽出して、市のほうに上げていくと、そういう認識だったと思いますが、そこら辺の議論ができるような資料提供をしていただけると、住民自治が今回の区の再編によって、よりよくなるということが一番いい話だというふうに思いますし、地域住民の声が上がりやすくなる。例えば今の現行の区の協議会でもこの住民の声というものがあまり出てこない。区の協議会設置当時はかなり、建議も多かったのですが、どんどん減ってきている状況がございまして、今多分1桁ぐらしか出てこない。ということは、机上に住民の問題・課題点が上がってこないところに問題があるので、それをいかに上がるようにする協議会を考えるかということだと思います。それが例えば市民、住民からすると声が浜松市に届いて、問題解決、課題解決につながったということであれば、市民サービスの向上、住民自治は上がったというふうにとられると思いますので、そのところはしっかりとこの委員会の中で議論をしていくべきだなというふうに思います。

何か市民部のほうであれば。

**○市民部長** 区の協議会の根拠となる法の規定をどこで持っていくかというお話が、今この案の中ではメインの違いとなっております。今、松下委員からお話があったのは、法令に根拠を有しないようなものだというようなお話だったかと思います。これについては設置の可能性についてもう少し確認をしてからお話をさせていただきたいと思っておりますけれども、基本的には浜松市附属機関の設置及び運営に関する基本方針の中で申し上げますと、法令に根拠を有しないような、例えば懇話会のようなものというのは基本的には置かないという方向性も示されています。併せて類似の設置目的を有するようなものは、ダブって置かないといったような設置基準の中で動いている事情もございまして、その辺りをうまく整合させていく中で矛盾がないような組織体、合議体の設計というのが可能であれば検討していきたいと思っておりますが、今のところはお示しをさせていただいている案の中でやっていきたいと考えています。

もう1点、確かに組織を細分化、階層化していくということで、できる限り地域に近いところで意見をお伺いするものがあればいいというのはおっしゃるとおりだという部分もございまして。ただ、区の協議会、今提案をさせていただいているそれぞれの附属機関の定員も25人ということで、ほぼ合議体としては会議の体をなす上限いっぱいぐらいまでの人数で設定をさせていただいているということもございまして、これらの委員を選出いただく市民の皆さん側の御負担というのも相当、大変な部分があるのかなと思います。さらにその下の階層にそうした機関内テーブル、またはそれとは少し独立をしたような意見聴取機関を置くということになりますと、それぞれにその市民の方々が委員に就くということもございまして。委員選出の御負担というのは、市民の方々のほうに重くのしかかっていくのかなというふうに思いますので、その辺りのバランスもあるのではないかと考えております。

**○齋藤和志委員** 最初、私が質問させてもらったときの考え方と、先ほどの話が若干ずれてきているのかなというところがあるのですが、考え方は地域協議会のほうの住民の意見をたくさん聞きながら住民自治を進めたいと。確かにそれに伴って、市民のほうの負担も増えてくる可能性もあるのだけれども、そのところはフレキシブルな状況でそれを考えていただきたいというのが1つあります。

それから、2つ目ですけれど、資料を読んでいくと、3区案、4区案の場合という形で一固まりになっていて、2区案の場合は一固まりになっているのですが、これは何で3区案、4区案が一固まりで、2区案がという、こういうような考え方になって、区協議会を置くだとか、地域協議会を置くだとかということになっているのですが、まずそこはどのような考え方かお聞かせ願えればありがたいの

ですけれど。

**○高林修委員長** この資料4に基づく区協議会と地域協議会の質疑は、今の齋藤委員のほうで取りあえず今日は最後に。市民部長、今の齋藤委員の質問についてはいかがでしょうか。

**○市民部長** 最初のほうのお話でございますけれども、これはこの1つ前に私が申し上げた委員選出の御負担が市民の皆さん、また団体の側に少し重くなるのではないかというお話をしました。なので、我々はそれを置きませんと申し上げているわけではなくて、そこのところはどうしても御負担が増えていくということがあります。ただ、それを住民の皆さんの中で御了承、納得していただいた上で任意のものをつくっていく、もしくはその下部で回っていくテーブルをつくりたいのだということがあれば、それを否定するということではないという御理解をいただければと思います。当然そういった負担はかかってくるのではないかなと当局としては考えたということでございます。

それで、作表上の都合ということもございましてけれども、特に3区案と4区案を何か質問にあるような一括とか一体で考えているという意味で書いているわけではございません。ただ、3区案、4区案と2区案のところでは申し上げますと、やはりそこのところというのは、2区案だと極端に区域が広大になってくる区が生じてくるということが3区案、4区案と若干違うのかなということがございます。そこのところでは性格としてはできる限り区協議会を設置していきたいというのが我々の基本的なベース、考え方になるものですから、そういったことで3区案、4区案であれば何とか区協議会は置けるのであろうと考えています。しかしながら、2区案まで区協議会を置いてしまうのは先ほど申し上げたとおり、ちょっと無理があるのかなということで、提案をさせていただいたということなんです。

**○齋藤和志委員** いいです。

**○高林修委員長** よろしいですか。

それでは、大変恐縮ですが、あと協議事項がありますので、もう一度私のほうから確認ですが、この質問事項と追加の資料要求については、まだ期限を区切ったわけではありませんが、6月16日に向けて当局のほうでこの回答の是非も含め、それから回答できるものの資料も含め、次の委員会までには示してほしいなと思っています。その資料を頂いた上で、また協議に入っていきたいと思っていますので、よろしく願いいたします。

それでは、区再編における市民サービス、住民自治の基本的な考え方については、継続協議といたします。

この際、当局からいま一度ですが、何かあれば御発言を。

**○鈴木副市長** 先ほど説明させてもらった資料1で、6つの案の相違、差異をできるだけ示させていただきました。については、この4区案、特に複合のナンバー10につきましては、学校区と区の自治会連合会の分割があると。それに加えて南北に広い1つの区が区役所1つで行政センターがないという状況で、ほかの区とかなり相違が出ている。つまり不都合があるという思いと考案がありますので、先行して4区案の取扱いを決めていただくことを要望いたします。

**○高林修委員長** 副市長からの御発言は承りました。

それでは、区再編における市民サービス、住民自治の基本的な考え方についての協議はここで一旦閉じて、次回に回したいというふうに思っております。

当局の皆様、ありがとうございました。

15:06